

# フォークリフトによる労働災害を防止しましょう（はさまれ災害の防止編）

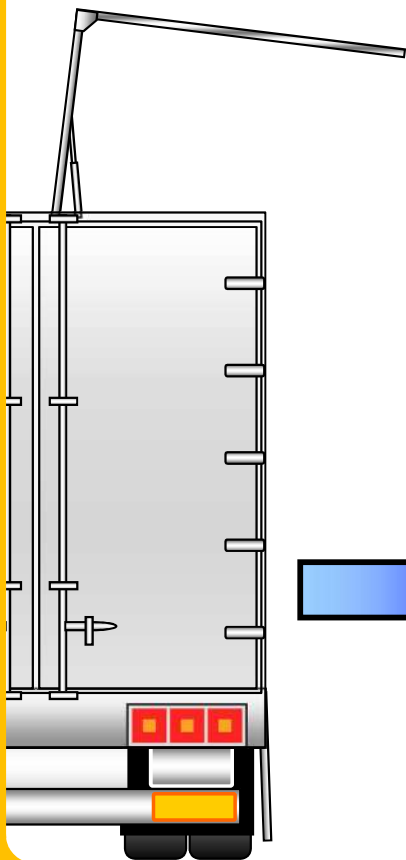
埼玉県内では、令和2年までの20年間に、フォークリフトを起因物とする死亡災害が29件発生しています。

事故の型別でもっとも多いのは「はさまれ、巻き込まれ」で、約4割を占めています。

同種の労働災害が発生することを防止するため、災害事例等をご覧いただき、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

なお、災害事例は、実際の発生状況と一部異なる部分があります。

## 事例その1

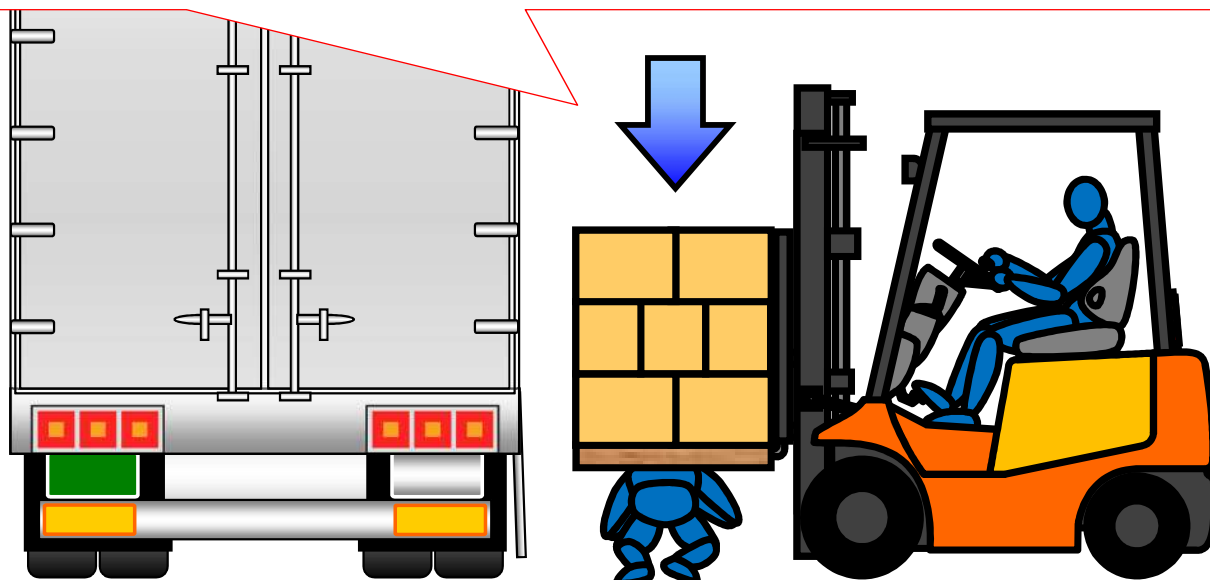


床に置かれた荷物のそばで、しゃがんで作業していた被災者が、後退したフォークリフトと荷物との間にはさまれた。



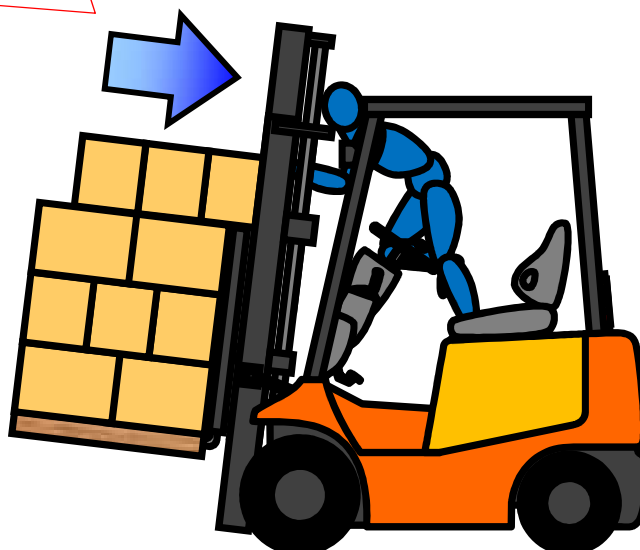
## 事例その2

トラックの荷台で崩れた荷の位置を直そうとした被災者が、別の荷を乗せたフォークリフトのフォークの下を通ろうとしたところ、フォークが下降し、被災者が地面との間にはさまれた。



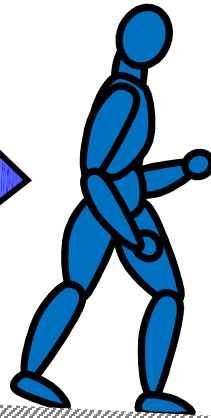
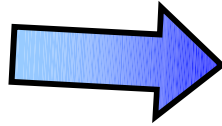
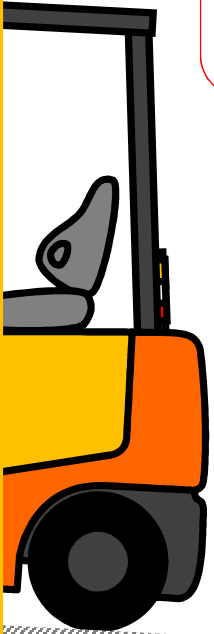
## 事例その3

崩れた荷の位置を直そうとして、被災者が運転席から身を乗り出したところ、身体がテイルトレバーに触れたため、マストが傾き、マストとヘッドガードのフレームとの間に被災者がはさまれた。

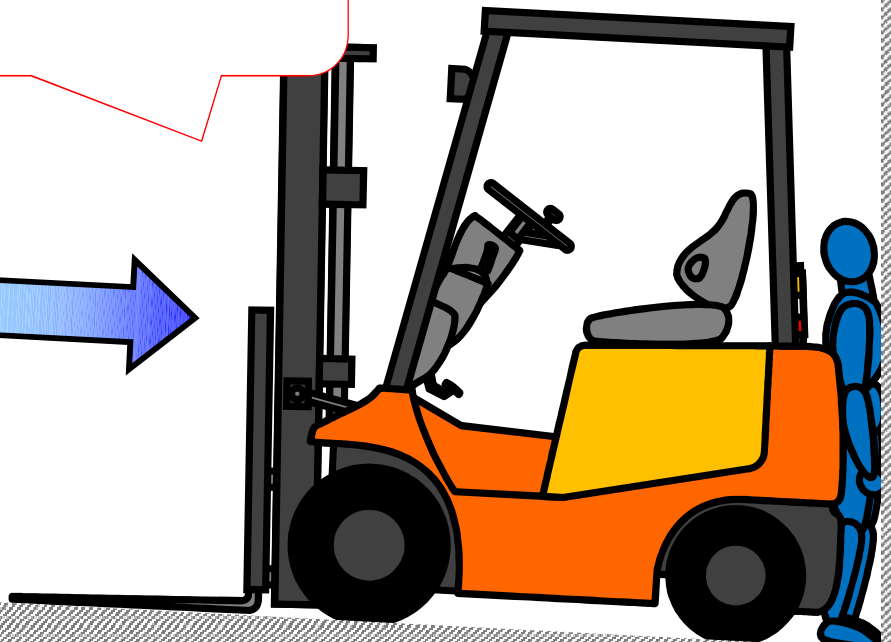
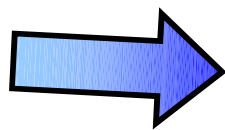


## 事例その4

傾斜路に停めたフォークリフトから降りた被災者の後方でフォークリフトが動き出し、被災者がフォークリフトと壁との間にはさまれた。



駐車ブレーキが十分にかかけられておらず、輪止め等は使用されていなかった。



## 特に関係のある労働安全衛生規則の規定等

### (接触の防止)

第151条の7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

### 【解釈例規】

- 1 第1項の「危険が生ずるおそれがある箇所」には、機械の走行範囲だけでなく、ショベルローダーのバケット等の荷役装置の可動範囲、フォークローダーの材木のはみ出し部分等があること。
- 2 第1項の「誘導者」には、ストラドルキャリアーにあっては、同乗する誘導者も含まれること。  
(昭53.2.10基発第78号)

### (立入禁止)

第151条の9 事業者は、車両系荷役運搬機械等(構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。)については、そのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

### 【解釈例規】

- 1 第1項の「アーム等」の「等」には、ダンプトラックの荷台等が含まれること。
- 2 第1項の「安全支柱、安全ブロック等」は、フォーク、ショベル、アーム等を確実に支えることができる強度を有するものであること。なお、「安全ブロック等」の「等」には、架台等があること。  
(昭53.2.10基発第78号)

### (運転位置から離れる場合の措置)

第151条の11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

### 【解釈例規】

「停止の状態を保持するための制動装置を確実に操作する等」〔現行=ブレーキを確実にかける等〕の「等」には、歯止めをすること等が含まれること。  
(昭43.1.13安発第2号)

- 1 第1項第1号の「荷役装置を最低降下位置に置くこと」の「最低降下位置」は、構造上降下させることができる最低の位置であること。
- 2 第1項第2号の「ブレーキを確実にかける等」の「等」には、くさび又はストッパーで止めることが含まれること。  
(昭53.2.10基発第78号)